

次期電子調達システム構築に向けた要件定義業務委託 プロポーザル公募要領

○留意事項

令和8年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る令和8年度当初予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

令和8年1月28日

岐阜県出納事務局出納管理課

目 次

第1	募集の内容	3
1	業務委託名	
2	業務内容	
3	業務委託期間	
4	委託費の上限	
第2	応募に係る事項	3
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続等	
第3	評価に係る事項	8
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
4	最優秀提案者の選定に係る事項	
5	選定結果の通知及び公表	
第4	契約の締結	10
1	契約方法	
2	契約保証金	
3	その他	
第5	業務の適正な実施に関する事項	10
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	守秘義務	
4	個人情報保護	
5	情報セキュリティ対策	
6	著作権等取扱特記事項の遵守	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	11
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他	12
第8	問い合わせ先及び各種書類等の提出先	12

次期電子調達システム構築に向けた要件定義業務委託 プロポーザル公募要領

システム経費の削減及び業務全体の最適化・効率化に向けて、建設工事以外（物品役務）の調達・入札を行う電子調達システムと、建設工事の入札を行う電子入札システムを統合するとともに、電子請求等の技術に対応した次期電子調達システムを構築するため、「次期電子調達システム構築に向けた要件定義業務」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第1 募集の内容

1 業務委託名

次期電子調達システム構築に向けた要件定義業務委託

2 業務内容

別添「次期電子調達システム構築に向けた要件定義業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月19日までの間

4 委託費の上限

61,182,000円（消費税及び地方消費税込み）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特殊民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

法人等にあっては、下記（1）～（9）の要件をすべて満たしていることが必要です。

共同体にあっては、代表構成員は下記（1）を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が（2）～（10）の要件をすべて満たしているが必要です。

（1）評価会議の日において、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に登載されている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (9) 労働保険、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること（加入義務のない者は除く）。
- (10) 共同体の各構成員は、プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこと。
- (11) 共同体の代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大であること。
- (12) 過去5年間に、国又は地方自治体よりシステム構築に係る要件定義業務に係る委託業務の実績を有すること。
- (13) 過去5年間に、国又は地方自治体より電子調達に係る委託業務の実績を有すること。

2 企画提案書の作成

業務委託仕様書に基づき、以下に従って、様式1により作成してください。

[サイズ] A4 (縦・横のどちらでも構いません)
[ページ数] 全20ページ以内
[文字サイズ] 10ポイント以上
[言語・通貨・単位] 日本語・日本円・日本の標準時及び計量法によるもの
[提出形式] 一つのPDFファイルに統合
[ファイル名] 『企画提案書(提案法人名).pdf』としてください。
[備考]
➤ 必須記載項目を満たしていれば任意様式の仕様や別紙追加も可
➤ 上記20ページに、実施体制内の人員が保有する資格を証明する「添付書類」及びSDGsへの取組みを証明する「添付書類」は含みません。 (別ファイルとして提出、添付方法は提出フォームを参照ください)
➤ PDFは必要に応じて事務局で両面印刷(長辺綴じ)します。

必須記載項目は以下のとおりとします。

➤ 本業務に対する考え方・実施方針
➤ 実施方法・手法、提案のセールスポイント
➤ 実施体制
➤ 実施スケジュール
➤ 類似業務実績
➤ 経営基盤
➤ SDGsへの取組み

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
公募要領等の公表	令和8年1月28日(水)から令和8年3月3日(火)
公募要領等に関する質問受付	令和8年1月28日(水)から令和8年2月20日(金)
プロポーザル参加申込書の受付	令和8年1月28日(水)から令和8年3月3日(火)
企画提案書の受付	令和8年1月28日(水)から令和8年3月16日(月)
プロポーザル評価会議	令和8年3月27日(金)
審査結果の通知・公表	令和8年4月下旬(予定)

※受付は、県の機関の休日を除く平日の9時～17時とします。

※公募要領等は岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(2) 公募要領等の配布

ア 配布期間

令和8年1月28日(水)～令和8年3月3日(火)

イ 配布場所

公募要領等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/473286.html>)

なお、郵便等での配布は行いません。

(3) 公募要領等に関する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年1月28日(水)～令和8年2月20日(金)

イ 提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、別紙1「質問書」を以下フォームにより提出してください。

提出フォーム：<https://logoform.jp/form/T8mB/1372621>

ウ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、上記ホームページ上にて公開します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

ア 受付期間

令和8年1月28日(水)～令和8年3月3日(火)午後5時まで

イ 提出書類

- ・参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2
- ・共同体構成員届出書・・・・・・・・・・別紙3(該当する場合のみ)
- ・共同体協定書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4(該当する場合のみ)
- ・共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・別紙5(該当する場合のみ)

ウ 提出方法

プロポーザル参加希望者は、前項イの書類を以下フォームにより提出してください。

提出フォーム：<https://logoform.jp/form/T8mB/1372250>

(5) 企画提案書の受付

ア 受付期間

令和8年1月28日(水)～令和8年3月16日(月)午後5時まで

イ 提出書類

- ・企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・様式1
- ・見積書・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意
- ・法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・様式2

ウ 提出方法

前項イの書類を以下フォームにより提出してください。

提出フォーム：<https://logoform.jp/form/T8mB/1372640>

エ その他

プロポーザル評価会議において、前項イの提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- ① 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑤ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
- ⑨ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

受付期間終了後における提出書類の変更、差替え及び再提出は、軽微なものを除き、認めません。

オ 返却等

提出書類は、理由の以下を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

キ その他

- ① 参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出書類の提出がなされ

ない場合は、辞退したものとします。

- ② プロポーザル参加者は、企画提案書の作成をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ③ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- ④ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議の前開庁日の正午までに、別紙6「辞退届」を持参、郵送又は電子メールにより出納管理課に提出してください。
- ⑤ 共同体が提案者となる場合は、企画提案書等において、共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表構成員等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

- ア 提案金額は、委託期間中における本業務に係る費用の見込額とします。
- イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書(任意様式)に記載してください。
- ウ 本事業実施に係る通信運搬費(電話回線利用料、郵送料等)、事務費(消耗品費等)は必要に応じて計上してください。
- エ パソコン、複合機(コピー/FAX)等の購入に係る経費については、県の委託費に含まれません。(レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。)
- オ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める評価会議構成員により組織された「次期電子調達システム構築に向けた要件定義業務委託プロポーザル評価会議(以下、評価会議という。)」が行います。

なお、事業者の選定にあたっては、別表の評価項目に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性及び透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上で選定を行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和8年3月27日(金)(予定)

(2) 開催場所

岐阜県庁 20階会議室(予定)

(岐阜市藪田南2丁目1番1号)

(3) プロポーザルの所要時間（1 提案者あたり）

- ・プレゼンテーション 20分間以内
- ・評価会議構成員からの質疑 10分間程度

(4) 注意事項

- ・プレゼンテーション開催日時、開催場所等の詳細については、企画提案書提出後、別途通知します。
- ・プレゼンテーションの参加人数は、3名までとしてください。（共同体による提案においても、1共同体につき3名までとしてください。）
- ・プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書を使用して行うものとし、当日に新たな説明資料を追加することはできません。なお、企画提案書は事前に評価会議構成員に配布しています。
- ・当日は県が所有するモニターの所有を可能としますが、モニター及び HDMI ケーブル以外の備品については企画提案者が持参してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価の対象としません。

3 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の選定に係る事項

(1) 選定方法

- ・上記評価項目について、提出書類及びプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員（評価会議に出席できない評価会議構成員が生じた場合、出席した評価会議構成員）が評価・採点し、提案者ごとの評価点を比較して順位を付与し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。
- ・順位点は1位には提案者数と同一の点数（例：提案者数が5者であれば5点）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を付与する。ただし、同順位の提案者が複数者いる場合は、提案金額の安価な提案者に高い順位点を付与する。その中で、提案金額も同額の者が複数者いる場合は、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数を付与する。
- ・総評価点満点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・順位点合計の最も高い提案者が複数者いる場合は、その中から評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とします。なお、その中で、順位点と評価点の合計が同点である提案者が複数者いる場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。さらに、その中で、順位点と評価点の合計が同点で提案金額も同額の者が複数者いる場合は、各評価会議構成員の協議により決定するものとしします。

(2) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価会議構成員の評価点の合計が基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として選定します。

基準点に満たない場合、又は提案者がない場合には、再度公募を検討するものとします。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、速やかにプロポーザル参加者に通知するとともに、以下の項目を岐阜県ホームページで公表します。

(1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

(2) 全提案者の名称（申込順）

(3) 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合は公表しない。）

(4) 最優秀提案者の選定理由

(5) 評価会議構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容についても、最優秀提案者と県との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結します。

当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る。）と協議を行うものとします。

2 契約保証金

契約金額の100分の10の額（当該金額に1円未満の端数があるときは切り上げ）とする。契約締結者が契約を履行しないおそれがない場合等、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。）第114条各号に該当するときは免除する。

3 その他

選定した提案者に対し、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出することとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、委託業務の一部を委託することができます。

3 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

4 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び仕様書内の別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

6 著作権等取扱特記事項の遵守

受託者は、仕様書内の別記2「著作権等取扱特記事項」を遵守してください。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要項」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類等の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁7階

岐阜県 出納事務局 出納管理課 総合財務係

TEL：058-272-8725（直通）

メール：c11113@pref.gifu.lg.jp